

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ひなた未来創造ファンド(以下「この法人」という。)の定款第14条及び第31条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、次条に定める費用以外のものをいう。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生した旅費(交通費、宿泊費)その他の実費をいう。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償については、別に定める「旅費規程」を準用する。ただし、実費を確認できる領収書等の提出を必要とする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に基づき、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和8年1月29日から施行する。